

災害廃棄物処理事業費補助金（漂着ごみ処理事業分）

100百万円（ 0百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の概要

本事業は、市町村（一部事務組合等を含む）が行う、洪水等により浸水した家屋から排出される畳、家具や、倒壊した家屋のガレキ等の災害廃棄物の収集、運搬及び処分にかかる事業を補助対象としているところであるが、外国由来のものを含む漂着ごみ問題が近年深刻化してきていることを受け、今般、新たに、災害に起因しないが大量のごみの漂着等おびただしい量の漂着ごみの発生を廃棄物処理法第22条の「その他の事由」として、市町村が行う当該処理事業を補助対象とできるよう、制度の一部改正を図るもの。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日 法律137号）

第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

2. 事業計画

補助率：1 / 2（法律補助）

補助先：市町村（一部事務組合等を含む。）

交付要件： 海岸保全区域外

災害に起因しないが大量の漂着等により生じた漂着ごみ
市町村が行う処理事業

参考：海岸保全区域内においては、海岸に漂着した流木等により海岸保全施設の機能を阻害する場合、海岸管理者である地方公共団体が緊急的に実施する流木等の処理を支援する制度として、国土交通省及び農林水産省では「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を設けている。

3. 施策の効果

大量の漂着等により生じた漂着ごみにより被害を受けた市町村が行う当該処理事業を支援することで、生活環境の保全が図られる。

漂着ごみ対策

